

所 長	次 長	係 長	照 査	積 算	設 計

業 務 委 託 設 計 書

事 業 年 度	令和 7 年度				
設 計 年 月 日	令和 年 月				
予 算 科 目 款	項	目	節		
履 行 場 所	京都市右京区梅ヶ畑川東 地内				
路 線 名 又 は 河 川 名 等					
委 託 業 務 名	トンネル保守点検業務委託（杉の里トンネル）				
履 行 期 間	契約日の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで				
事 業 課 （ 所 ） 名	西部土木みどり事務所	単価使用年月	令和	年	月
業 務 番 号		歩掛適用年月	令和	年	月
変 更 回 数		基準適用年月日	令和	年	月
前 払 金 支 出	無	単価地区			

京都市 建設局

チェック欄	

京都市

委託概要

トンネル保守点検業務委託（杉の里トンネル）				式	1
非常用設備（年点検）	式	1	照明設備（年点検）	式	1

委託理由

本業務は、西部土木みどり事務所管内にある杉の里トンネルの適切な管理をするため、保守点検業務委託を行うものである。

		設 計 額		請 負 額	
		金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
委 託 費		前回	円	円	円
		今回	円		
内 訳	委 託 価 格	前回	円	円	円
		今回	円		
	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円		
		前回	円	円	円
		今回	円		

積算参考資料(間接費補正一覽)

単価使用年月	2025年10月
歩掛適用年月	2025年10月
基準適用年月	2025年10月
単価地区	2601：Ⅰ地区

最低制限価格の算定について

$$\text{○直接工事費}^{(\ast 1)} = \text{材料費}^{(\ast 2)} + \text{直接経費}^{(\ast 2)} + \text{直接労務費（年点検）}^{(\ast 2)}$$

$$\text{○共通仮設費}^{(\ast 1)} = \text{共通仮設費}^{(\ast 2)}$$

$$\text{○現場管理費}^{(\ast 1)} = \text{現場管理費}^{(\ast 2)} + \text{点検整備間接費}^{(\ast 2)}$$

$$\text{○一般管理費}^{(\ast 1)} = \text{一般管理費等}^{(\ast 2)}$$

(※1) : 最低制限価格算定に係る額

(※2) : 予定価格の算定に用いた積算価格

業務委託料内訳書

委託名	トンネル保守点検業務委託(杉の里トンネル)					
工事区分・工種・種別・細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
点検整備費	式	1				
点検整備価格	式	1				
点検整備原価	式	1				
材料費	式	1				
材料費	式	1				
直接経費	式	1				
直接労務費(年点検)	式	1				
直接労務費(年点検)	式	1				
共通仮設費	式	1				

業務委託料内訳書

委託名	トンネル保守点検業務委託(杉の里トンネル)					
工事区分・工種・種別・細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
現場管理費	式	1				
点検整備間接費	式	1				
計						
一般管理費等	式	1				
点検整備価格 計	式	1				
消費税額及び地方消費税額	式	1				
点検整備費 計	式	1				

1次内訳書

単価使用年月	2025 .10
歩掛適用年月	2025 .10
労務費調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1 号	材料費	非常用設備	単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
補助材料費		直接労務費(点検整備工計) ×補助材料費率	式	1				
計								

1次内訳書

単価使用年月	2025 .10
歩掛適用年月	2025 .10
労務費調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2 号	材料費	照明設備	単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
補助材料費		直接労務費(点検整備工計) ×補助材料費率	式	1				
計								

1次内訳書

単価使用年月	2025 .10
歩掛適用年月	2025 .10
労務費調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3 号	直接経費		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
機械経費			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員A	人	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	〃	6				
直接経費(率計上分)		直接労務費(点検整備工計) ×直接経费率	式	1				
計								

1次内訳書

単価使用年月	2025 .10
歩掛適用年月	2025 .10
労務費調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4 号	直接労務費(年点検)	非常用設備	単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
非常用設備				8.64			点検整備工	
非常用電話			h	0.96			普通作業員	
押ボタン式通報装置			〃	11.52			点検整備工	
			〃	1.28			普通作業員	
非常用警報装置			〃	8.64			点検整備工	
			〃	0.96			普通作業員	
警察本部他警報装置			〃	24			点検整備工	
清掃作業			〃	3.6			点検整備工	
			〃	0.4			普通作業員	
計								

1次内訳書

単価使用年月	2025 .10
歩掛適用年月	2025 .10
労務費調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5 号	直接労務費(年点検)	照明設備	単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
照明設備				17.71			点検整備工	
照明全般			h	1.97			普通作業員	
照度計(自動調光装置)				1.3			点検整備工	
			〃	0.14			普通作業員	
照明制御盤				1.3			点検整備工	
			〃	0.14			普通作業員	
照明用低圧配電盤				1.3			点検整備工	
			〃	0.14			普通作業員	
計								

1次内訳書

単価使用年月	2025 .10
歩掛適用年月	2025 .10
労務費調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6 号	共通仮設費		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
共通仮設費(率計上分)		(材料費＋直接経費＋直接労務費)×共通仮設費率	式	1				
安全費		年点検	〃	1				
派遣費		年点検	〃	1				
計								

特 記 仕 様 書

委託業務名 トンネル保守点検業務委託（杉の里トンネル）
履行場所 京都市右京区梅ヶ畑川東 地内

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年8月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」
⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html#hikkei>

第2条 前払金

前払金は、対象外とする。

第3条 業務内容

本業務は、杉の里トンネル内の施設が正常に維持されることを目的に、年1回の点検として、別表－1及び別表－2「本業務の対象となる施設一覧」に示す各設備の損傷および異常の発見、機能良否等の判定記録を行う事であり、目視、触診、検診、機器による計測等を行い、点検記録作成・処置立案までの一連の作業を伴う「点検整備」、設備の機能維持のために定期的または点検結果に基づき実施する調整・部品交換などの「保守作業」を行うものである。

第4条 業務実施における留意事項

本業務を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項を十分に心掛けること。

- (1) 契約書、設計図書及び関係諸法規を十分に理解するとともに、適切かつ安全に業務を遂行すること。
- (2) 施設の構造、動作、操作方法及び配電・通信系統等を十分に理解し、これらの状態が点検時において通常と異なっている場合は、速やかに監督職員に報告するとともにその指示を受けること。
- (3) 施設の維持改善、利用度の向上及び事故の未然防止等、重要と思われる事項については監督職員に意見を付して報告すること。
- (4) 本業務に係る各作業工程については、事前に監督職員に提出し承諾を得ること。
- (5) 業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、書面がないものについては、設計変更の対象としない

第5条 業務の実施時間

本業務の実施時間は、原則として土・日・祝祭日を除く平日の昼間時間帯とする。

又、業務実施の都合により、平日以外に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。

第6条 作業時における留意事項

点検作業を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、迅速かつ安全に作業を行うこと。

- (1) 点検者は、常に作業環境の整備等に留意すること。
- (2) 作業の実施にあたっては、監督職員に対して作業開始、終了を連絡すること。
- (3) 点検者は、設備の表示及び警報音等に注意し、その状態を把握しておくこと。
- (4) 道路上の作業においては、常に交通安全対策に心掛け、一般利用者の安全確保及び点検者の安全に万全を期すること。
- (5) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、速やかに処理すること。
- (6) 作業終了後は、設備の操作モードを点検前と同じ状態に戻すこと。但し、点検前のモードに戻すことが適切でない場合は、監督職員にその旨を連絡し承諾を得ること。
- (7) 点検設備に重大な故障を発見し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告すること。ただし、緊急を要する場合には応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容等を監督職員に報告すること。

第7条 緊急時の対応

地震、出水、火災、落雷、その他の要因により、施設・設備・機器に何らかの異常が発生する恐れがある場合においては、監督職員より臨時点検を指示することがある。その際には、速やかに点検もしくは整備の履行体制を確立し、迅速な機能確認・復旧に努めること。緊急時対応にかかる費用は、監督職員による出動指示の時点から現場撤収までの時点で精算するものとし、設計変更の対象とする。

第8条 履行上の責任

業務の履行後に生じた不良箇所で明らかに受注者の責に起因すると認められるものについては、受注者の責任において速やかに措置すること。

第9条 受注者の負担

本業務において次の各号に掲げる材料及び器具等については、受注者の負担とする。

- (1) 油脂類等の消耗材料品（グリス・潤滑油等）
- (2) 測定器具等

第10条 安全費

本業務の安全費として積み上げ計上した内容は以下の通りである。

- 交通誘導員A : 1人/日×1日
- 交通誘導員B : 6人/日×1日
- 標識車 : 2台/日×1日
- カラーコーン : 80個/日×1日 ※コーンウェイト含む
- 工事標識 : 16枚/日×1日
- 回転灯 : 2基/日×1日
- 矢印板 : 8枚/日×1日

第11条 成果物

点検結果報告書を作成し、監督職員に提出すること。様式は国土交通省の「点検整備チェックシート」を使用すること。

※ 国土交通省「ホーム」⇒「政策・仕事」⇒「技術調査」⇒「建設施工・建設機械」
⇒「機械設備」

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html

別表―1

トンネル非常用設備

対象（点検）施設	単位	数量
制御装置	台	1
警報制御板	台	2
補助警報板	台	1
受信制御機	台	1
モニター盤	台	2
押釦式通報装置 (消火器含む)	台	8 (16)
非常電話装置	台	4
ハンドホール設備	台	1

別表—2

トンネル照明設備

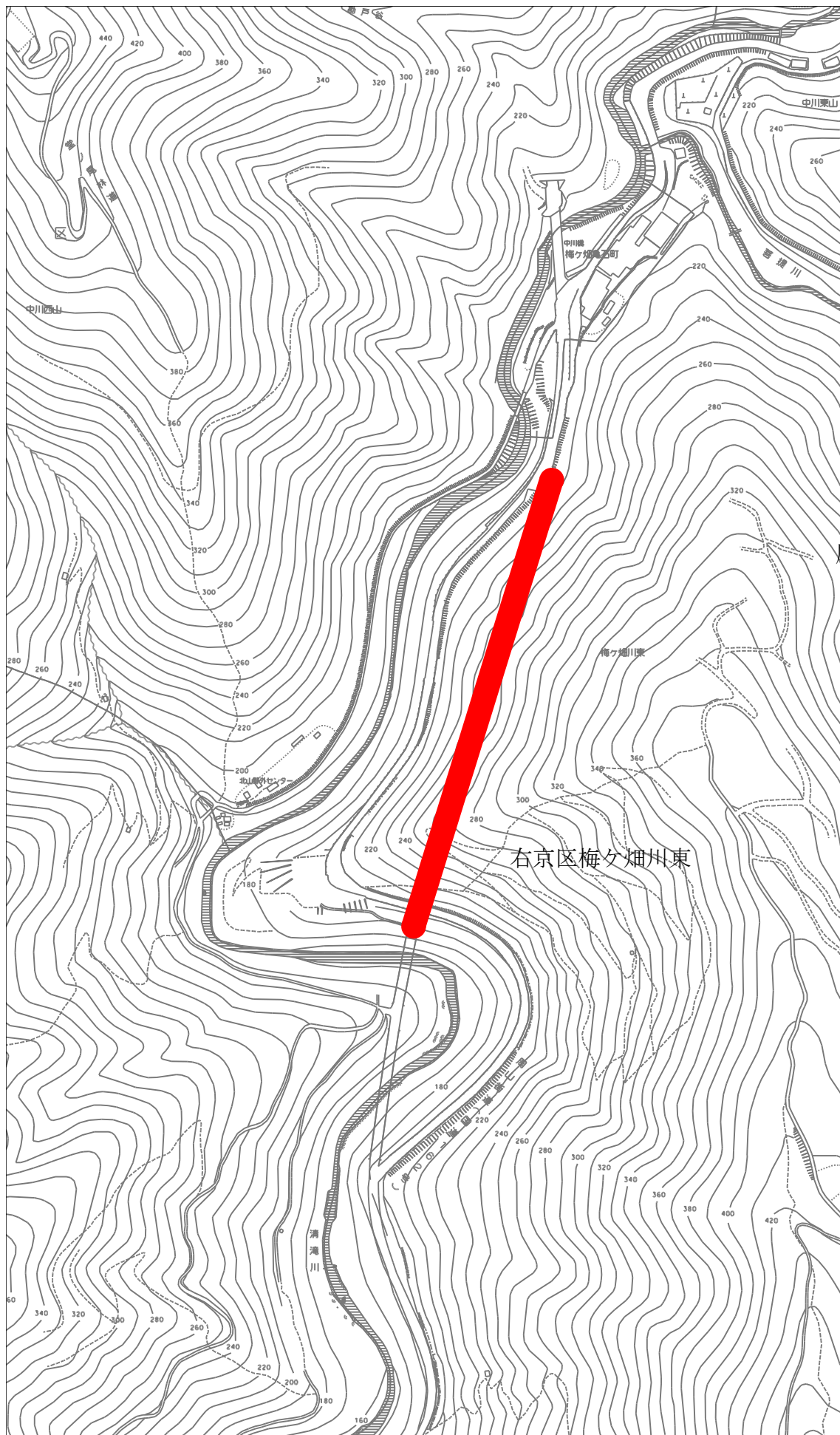
対象（点検）施設	単 位	数 量
トンネル照明器具 (KAE045BLS-J)	台	13
トンネル照明器具 (KAEP045BLS-J)	台	2
トンネル照明器具 (KAE200BS-J-D)	台	7
トンネル照明器具 (KAE150BS-J-D)	台	12
トンネル照明器具 (KAE100BS-J-D)	台	6
トンネル照明器具 (KAE070BS-J-D)	台	5
トンネル照明器具 (KAE035BS-J-D)	台	6
坑外照明灯 (KCE050-2)	基	1
照明分電盤	面	1

別表—3

ライトバン（1日当り）

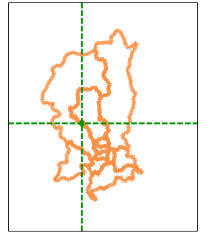
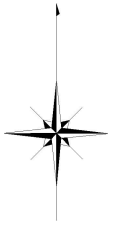
対象（点検）施設	単 位	数 量
レギュラー (ガソリン)	L	2.16
運転時間当り損料 (ライトバン 1.5L) (二輪駆動)	h	0.8
供用日当り損料 (ライトバン 1.5L) (二輪駆動)	日	1

箇所凶



-28282.5

-101713.3



履行場所： XXXXXXXXXX

右京区梅ヶ畑川東

-102993.3

-29034.3

1/5000

0 200m